

越監告示第23号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、総合政策部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和6年11月25日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 吉田啓三

令和6年度 総合政策部 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

地域交通課	令和6年9月 4日～9月 6日
経営戦略室	9月 9日～9月11日
デジタル政策課 (国勢調査室)	9月12日～9月17日
財務企画課	9月18日～9月20日
ブランド戦略課 (文化県都推進室)	9月25日～9月27日

- 4 監査の対象 令和5年4月から令和6年7月末までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

区 分	指摘事項
所管課	デジタル政策課
表 題	業務委託について
<p>越前市ドローンプログラミング大会企画運營業務委託について、契約額40万円に対して、80万円の収支決算報告となっており、委託料を除く残り40万円は受託者が集めた協賛金であった。本契約の仕様は、大会の企画から運営までを40万円の委託料で完結するというものであり、実態に即していなかった。</p> <p>また、チラシやWebサイト上、事業の実施主体（主催）は実行委員会となっており、後援申請や報道投げ込みにおいては、市が実行委員会として手続きを行っていた。しかし、本事業は委託業務であり、実施主体（主催）はあくまで越前市である。</p> <p>当初から、業務に係る経費を80万円と見込み、また、実行委員会形式で行うことを想定していたのであれば、40万円の予算は、実行委員会に対し補助金等として支出すべきである。事業の進め方について今一度検討し、適正な事務に改められたい。</p>	